

金沢市監査公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、金沢市監査基準（令和 2 年監査公表第 3 号）に準拠し実施した財産の管理等状況監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により当該報告を公表します。

令和 7 年 8 月 21 日

金沢市監査委員 加 藤 弘 行

金沢市監査委員 中 村 哲 郎

金沢市監査委員 高 村 佳 伸

金沢市監査委員 森 一 敏

第1 監査の概要

1 監査の対象箇所

番号	課名	監査対象箇所	番号	課名	監査対象箇所
1	文化政策課	アートホール	20	環境政策課	戸室新保埋立場
2	〃	泉鏡花記念館	21	環境政策課 ごみ減量推進課	戸室リサイクルプラザ
3	〃	鈴木大拙館	22	教育総務課 学校指導課	小立野小学校
4	〃	前田土佐守家資料館	23	〃	明成小学校
5	〃	金沢能楽美術館	24	〃	大浦小学校
6	〃	金沢ふるさと偉人館	25	〃	鞍月小学校
7	〃	金沢21世紀美術館	26	〃	栗崎小学校
8	スポーツ振興課	鳴和台市民体育会館 (体育館・プール)	27	〃	大徳小学校
9	〃	専光寺ソフトボール場	28	〃	額小学校
10	〃	城南市民体育館	29	〃	新神田小学校
11	〃	大徳テニスコート	30	〃	安原小学校
12	ダイバーシティ 人権政策課	女性センター	31	〃	内川小学校
13	市民課	押野市民センター	32	〃	城南中学校
14	〃	駅西市民センター	33	〃	兼六中学校
15	〃	東斎場	34	〃	鳴和中学校
16	福祉政策課	卯辰山公園健康交流センター 千寿閣	35	〃	内川中学校
17	福祉健康センター 総務課	駅西福祉健康センター	36	生涯学習課	中央公民館長町館
18	保育幼稚園課	光が丘保育所	37	図書館総務課	泉野図書館
19	〃	大桑保育所			

2 監査の期間

令和7年4月14日から同年8月5日まで

3 監査を執行した監査委員

加藤弘行、中村哲郎、高村佳伸、森一敏、高誠、源野和清

なお、高誠、源野和清は令和7年6月20日に退任し、代わって同月24日に高村佳伸、森一敏が就任した。

4 監査の対象範囲

令和6年度の財産管理等に係る事務（ただし、必要と認められた令和7年度及び令和5年度以前の年度の事務を含む。）

5 監査の対象項目

- (1) 公有財産の管理状況
- (2) 物品の管理状況

(3) 公金等の取扱状況

6 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」に基づき、施設等における公有財産及び物品の管理並びに公金等の取扱いが適正に行われているかを主眼とし、公有財産や物品に当たっては管理の妥当性や経済性等の観点にも留意した。

7 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行い、関係職員から説明を聴取するとともに、公有財産等の管理等状況について実査を行った。

第2 監査の結果

財産の管理等の事務については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかつたが、改善を必要とする事項等については、関係課長にその旨指示したので、記述を省略した。

1 公有財産の管理について

〔指摘事項（改善を必要とする事項）〕

(1) 建築基準法に基づく定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
文化政策課	金沢21世紀美術館
福祉政策課	卯辰山公園健康交流センター千寿閣
環境政策課	戸室新保埋立場
教育総務課	大徳小学校、安原小学校

(2) 消防法に基づく消防用設備等の定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
文化政策課	金沢21世紀美術館
環境政策課	戸室新保埋立場